会費規程

センターは、定款第7条の規定に基づき、会員の会費規程を次のとおり定める。

(会費)

- 第1条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。
- (1) 団体1口 200,000円団体会員は、5口まで加入することができる。
- (2) 個人 1口 10,000円

(賛助会員の会費)

- 第2条 賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。
- (1) 団体 1口 10,000円
- (2) 個人 1口 10,000円

(臨時会費)

第3条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は年1回とし、毎年度6月末日までに納入しなければならない。ただし、 新規会員は、入会時会費を納入するものとする。

(会費額の変更)

第5条 会費の額の変更は、総会で定めるものとする。

(使涂)

第6条 会費は、毎事業年度の管理運営経費に使用し、残額が生じた場合は公益目的事業に 使用するものとする。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。